

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
1		案分率	共通案分率 25% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考	ガソリン代

出光ゴールドカード ご利用明細書

2023年03月14日現在

請求会社 出光クレジット株式会社

上野 英一様

東京都墨田区両国2-10-14両国シティコア18階
登録番号 関東財務局長(13)京00572号

カード番号 [REDACTED]
キャッシング設定日 2007年06月28日

ご利用可能枠	ショッピング 1,500,000円	キャッシング 500,000円
リボ払/コース	標準コース	標準コース
実質年率	15.0%	18.0%
キャッシング遅延損害金		20.0%

ご利用金額 61,064円
お支払日 2023年04月07日 金曜日
お支払 [REDACTED]
指定口座 [REDACTED]
口座名義人 ウエノ ヒデカズ

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

ご利用内容 2023年03月14日現在 2023年03月15日以降のご入金につきましては本明細に反映していません。
下記明細の備考欄に * 印のあるご利用分は、一部または全額をご入金いただいた明細です。「今回ご利用金額」へは総額を記載しております。

ご利用内訳	2/14現在の残高	3/14現在の左記へのご入金	今回ご利用金額	3/14現在の残高	今回ご請求金額	うち手数料/利息/遅延損害金	今回お支払い後残高
総額			61,064	61,064	61,064	0	0
リボ払い			0	0	0	0	0
1回払い			0	0	0	0	0
2回払い			61,064	61,064	61,064	0	0
ショッピング							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計			61,064	61,064	61,064	0	0
キャッシング							
リボ払い			0	0	0	0	0
1回払い			0	0	0	0	0
手数料費用							
ご返金対象額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計			0	0	0	0	0
その他請求			0	0	0	0	0

今回ご請求額の元金充当額 ショッピング [REDACTED] キャッシング 0円

値引きサービス

プラスポイントサービス

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------	------------	------------

ご利用明細

ご利用年月日	ご利用店名及び商品名	利用者	支払区分	ご利用金額	備考
	***** 出光ご利用分 *****				
20230209	峰山口 ハイオクガソリン		1回	8,788	数量: 50.80
20230213	峰山口 ハイオクガソリン		1回	6,331	数量: 36.60
20230218	峰山口 ハイオクガソリン		1回	8,996	数量: 52
20230223	峰山口 ハイオクガソリン		1回	9,203	数量: 53.20
20230225	峰山口 ハイオクガソリン		1回	3,608	数量: 20.86
20230227	峰山口 ハイオクガソリン		1回	7,952	数量: 45.97
20230306	峰山口 ハイオクガソリン		1回	7,127	数量: 41.20
	ね〜びき適用金額 ハイオクガソリン割引計		1回	-1,200	数量: 200 -6.0円/L

合計 50,805円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	共通案分率	%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	案分率	日刊「しんぶん赤旗」(3月分)
	備考	

上野英一事務所		
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497

日本共産党発行の しんぶん赤旗	
領 収 書	
3,497 円	
2023 年 3 月分	
上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。	
しんぶん赤旗 西播出張所 兵庫県姫路市本町201	
TEL : 079-288-4110	
FAX : 079-288-2542	
領収日	4/13 扱者

*印は税率8%

(添付様式2)

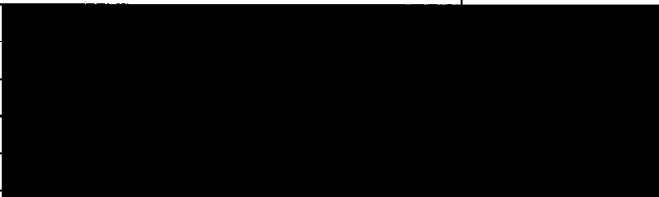
領収書等添付様式【共通】

(令和年4月分)
(ひろ子=県民連合)
(工野英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
3		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 タブレット使用料(3月分)

タブレット

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ)		合算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	Xiシェアオプション定額料		合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.9G (通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,002	300	spモード利用料		合算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合算
	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)		合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
	-380	あんしんバックモバイル割引		合算
	50	ケータイお探しサービス利用料		合算
	-50	ケータイお探しサービス割引料		合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1 番号あたり 2 円のご請求となります	合算
	-20	eピリング割引料	3 月請求分	合算
◇消費税等相当額 (計) 320	320	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%	
◇合計 3,522	3,522	合計		
<NTTドコモからのお知らせ>				
				
合計 3522円				

〒679-
神崎郡

上野 英一

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	25,316円	2023年 4月14日	おまとめ請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	25,316円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 4月19日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
【NTTドコモ集計毎請求額】					
◇基本使用料等 (計)	9,800	9,800	基本使用料		合 算
◇通話料・通借料 (計)	104	54	XI・SMS通借料		合 算
		50	他社接続サービス通借料		合 算
◇パケット定額料等 (計)	4,300	6,000	パケット定額料 (シェア)		合 算
		-1,400	パケット定額料 (ドコモ光セット割)		合 算
		-800	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)		合 算
		500	シェアオプション定額料		合 算
		0	バック定額通借料		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	2,954	2,990	付加機能使用料等		合 算
		4	ユニバーサルサービス料		合 算
		-40	oピリング割引料		合 算
◇決済サービス代金等 (計)	1,989	330	d払い等 (ご利用代金/継続課金)		非対象等
		1,659	Google Play		非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,715	1,715	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	20,862	20,862	合計	(3回線請求分)	
			② 77 3,522		
			4. 携帯 10,905		
			5. ネット 6,435		
			20,862		

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
【NTT西日本集計毎請求額】				
◇NTT西日本ご利用分 4,454	1,600	回線使用料〈基本料〉(住宅用)		合 算
	-110	Mypirring割引額		合 算
	500	オフィス安心パック 基本サポート		合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1		合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2		合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料		合 算
	200	複数チャネル使用料		合 算
	100	追加番号使用料		合 算
	96	ひかり電話 (通話料)		合 算
	-96	ひかり電話A (エース) 定額料分通話		合 算
	112	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)		合 算
	4	ユニバーサルサービス料他		合 算
	42	ダイヤル通話料		合 算
	2	ユニバーサルサービス料他		合 算
	404	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計 4,454	4,454	合計	(2回線請求分)	
		TEL1 2767 (新着発信)		
		TEL2 1687		

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)	
◆NTT西日本ご利用分	1,687	1,600	回線使用料〈基本料〉(住宅用)	3月 1日～ 3月31日	合 算
		-110	Myビリング割引額	Myビリング契約による基本料の割引で	合 算
		42	ダイヤル通話料	3月 1日～ 3月31日。なお前月	合 算
				分は18円でした。	
		42	(内訳) イチリッツ1適用分	次回(来月分)の割引計算期間は、4	
				月 1日～ 4月30日です。	
		42	(内訳) イチリッツ1適用通話料	イチリッツ1をご利用にならなかった場	
				合、130円となります。	
		0	(内訳) 通常通話料適用分		
		2	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。	合 算
		153	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◆合計	1,687	1,687	合計		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和年4月分)
(ひろしま県民連合)
(工野東一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
4		案分率 共通案分率 25% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 携帯電話使用料(3月分)

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料等 (計) 2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホノタブ)		合 算
◇通話料・通帳料 (計) 104	54	X1-SMS通話料	3月ご利用分	合 算
				合 算
			ナビダイヤル等	
◇パケット定額料等 (計) 3,800	5,000	ウルトラデータLパック定額料		合 算
	2,400	ドコモ光セット割	光契約ID:F5148530914	合 算
	2,800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)		合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	12.9G (通信速度制限含む)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	12.0G (通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,502				合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)		合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合 算
	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)		合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合 算
	380	あんしんバックモバイル割引		合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料		合 算
	50	ケータイお探しサービス割引料		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	20	○ビリング割引料	3月請求分	合 算
◇決済サービス代金等 (計) 1,989				合 算
◇消費税等相当額 (計) 810				
◇合計 10,905	10,905	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		[Redacted Block]		
		7656A X 1-1 = 842/A		
		合計 842/A		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和年4月分)

(ひろこ果長監印)
(工野英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		事務所インターネット(3月分)

事務所インターネット

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◆ F5148530914			ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料等 (計)	5,400	5,400	戸建・タイプB/西		合算
		0	(参考) OCN利用		合算
◇その他ご利用料金等 (計)	450	500	ネットトータルサポート利用料		合算
		-50	あんしんバックプラス割引		合算
◇消費税等相当額 (計)	585	585	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%	
◇合計	6,435	6,435	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			合計 6435円		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和年4月分)
(Uに「県長官」)
(「工野第一」)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		事務所電話(3月分)

事務所電話

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◆0790-22-6805				
◇NTT西日本ご利用分 2,767	500	オフィス安心パック 基本サポート	3月 1日～ 3月31日	合 算
	1,020	ひかり電話 A (エース) 定額料 1	3月 1日～ 3月31日	合 算
	480	ひかり電話 A (エース) 定額料 2	3月 1日～ 3月31日 ひかり電	合 算
			話 A 使用料は本料金と定額料 1 の合計で	
			す。	
	100	ひかり電話対応機器使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	200	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	96	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日 翌月への	合 算
			繰越額は 480 円です。	
	96	ひかり電話 A (エース) 定額料分通話	3月 1日～ 3月31日 ひかり電	合 算
			話 A 定額料に含まれ、通話料から減算し	
			ます。	
	112	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2 番号分	合 算
			のご請求となります。	
	251	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%	
◇合計 2,767	2,767	合計		
		合計 2767円		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和年4月分)
(153-11 東原 英一)
(5 野原 英一)

整理 番号	7	
	用途項目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
共通案分率	50%	50%
それ以外の案分	%	%
案分の説明	事務所ガソリン代(310)	
案分率		備考

領 収 証

コードNo

No 0048-44

上野英一様

金額				千		円
(消費税等含む)			¥	4	9	92

但し ガソリン 310

上記の金額正に受領致しました

令和 5 年 4 月 17 日



ENEOS株式会社販売店
松 岡 石 油

福 崎S.S. 兵庫県神崎郡福崎町西田原1279-1
TEL. 0790 (22) 0168

ニュー福崎S.S. 兵庫県神崎郡福崎町東田原478
TEL. 0790 (22) 0928

収 入
印 紙



社印及び松着印無
きものは無効です

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	共通案分率 %	それ以外の案分 100%
	案分率	案分の説明
		日刊「しんぶん赤旗」(4月分)
		備考

上野英一事務所

新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数	金額
* 1	3,497

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領 収 書


3,497 円

2023 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

しんぶん赤旗 西播出張所
兵庫県姫路市本町201
TEL : 079-288-4110
FAX : 079-288-2542

*印は税率8%

領収日 4/20 扱者 

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和年4月分)
(上野英一様)
(上野英一)

整理 番号	9		調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 来客用駐車場代(3区画)(5月分) 備考
	用途項目 領 収 書 金額 ¥9,000- 但し、来客用駐車場(3区画)代金 5 月分 上記正に領収いたしました		

No. _____

上野 英一 様

令和 5年 4月 24日

収入
印紙

印

駐車場賃貸借契約書

貸主(以下『甲』という)。借主(以下『乙』という)。次の通り、駐車場の賃貸借を締結する。

第1条 (目的および駐車場の表示) 甲は次の場所を賃貸し、乙は自動車の駐車に使用するためこれを賃借するものとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 駐車場の名称 | 松岡パーキング |
| (2) 所在地 | 神崎郡福崎町西田原1229-1 |
| (3) 自動車台数区画 | 3台3区画 |

第2条 (借料) 賃料は壹ヶ月 3,000円X3区画 9,000円とし、乙は毎月末までに翌月分を甲またはその指定人に持参または送金して支払うものとする。送金に伴う費用は、乙の負担とする。壹ヶ月未満の賃借料は、月額賃料を日割り計算した金額とする。但し、令和4年5月分に限り、当月中に支払うものとする。

第3条 (期間) 本契約の期間は、令和4年5月1日より令和5年4月30日までの期間とする。但し、期間満了の場合は、甲、乙合意のうえ自動更新することができる。

第4条 (利用方法) 乙は、駐車に関し甲の指示に従うものとし、第3者に迷惑を掛けないように駐車場を利用しなければならない。

第5条 (賠償義務) 乙およびその関係者が駐車場の建造物または施設および第3者の自動車に損害を与えたときには、乙は損害賠償するものとする。

第6条 (解除) 乙が下記に該当することを行った場合、甲は直ちに本契約を解除することが出来る。
1) 賃料の支払いを1ヶ月以上滞納したとき。
2) 乙が駐車場を転貸したとき。
3) 乙が甲の指示に従わないとき。
4) その他、本契約書に規定する乙の義務に乙が違反するとき。

第7条 (損害負担) 甲は、乙の駐車場利用に関し乙の受けた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第8条 (解約) 甲・乙共、壹ヶ月前に通知すれば、本契約を解除できるものとする。但し、乙は、上記通知に代え賃料壹ヶ月相当の金員を支払って即時に解約出来るものとする。

第9条 (返還義務) 乙は、本契約終了後直ちに自動車を移動し、駐車場を明け渡すものとする。乙が本契約終了後、乙の自動車が残置されているとき、甲は乙の費用でこれを適宜処分することが出来るものとする。

第10条 (特約事項) 上記のとおり契約が成立したので本契約書を貳通作成し、各自署名捺印のうえ、各自壹通を所持するものとする。

令和 4年 5月 1日

甲 : 住所

氏名

乙 : 住所

氏名

神崎郡神河町

上里 英一

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目														
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	<table border="1"><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">案 分 率</td><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="3">案分の説明</td></tr></table> <table border="1"><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">備 考</td><td>コピー機使用料(3月分)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	案 分 率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明			備 考	コピー機使用料(3月分)			
案 分 率	共通案分率	50%													
	それ以外の案分	%													
案分の説明															
備 考	コピー機使用料(3月分)														
	<p style="text-align: center;">払込受領証 (コンビニエンスストア用)</p> <table border="1"><tr><td>払込人氏名 上野英一事務所</td></tr><tr><td style="text-align: center;">御中</td></tr><tr><td>お客様コード</td></tr><tr><td>金額 12,702 円</td></tr><tr><td>受取人 第一電子株式会社</td></tr><tr><td>受領印</td></tr><tr><td>収入印紙貼付欄 コンビニエンスストア</td></tr></table> <p style="text-align: center;">2024.4.26</p>		払込人氏名 上野英一事務所	御中	お客様コード	金額 12,702 円	受取人 第一電子株式会社	受領印	収入印紙貼付欄 コンビニエンスストア						
払込人氏名 上野英一事務所															
御中															
お客様コード															
金額 12,702 円															
受取人 第一電子株式会社															
受領印															
収入印紙貼付欄 コンビニエンスストア															

御 請 求 書

679-2204
兵庫県神崎郡福崎町西田原1212番地4
2F

上野英一事務所

御中

DK 第一電子株式

代表取締役 高取 宏行

お問合せ先 コールセンター TEL 0120-743-506
お振込み先

※ 振込手数料はお客様ご負担でお願いいたします。

本書と行違いにお支払済の場合にはご了承願います。

2023年 3月 1日 ~ 2023年 3月 31日 頁. 1

日付	伝票No.	品名・規格・備考	数量	単価	金額	消費税額	請求金額
3.27	00260053484	パフォーマンスチャージ (税率 10%対象)	1 式	11,548	11,548	1,154 10%	12,702
					11,548	1,154	12,702

前回御請求額	御入金高	差引残高	今回御買上高	消費税額	今回御請求高
		0	11,548	1,154	12,702

■■■■ ポイントのお知らせ ■■■■



パフォーマンス契約書

締結日 2019年 4月 19日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の日として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住所 神崎郡福崎町西田原12-4 2F

会社名 (氏名) 上野英一事務所
代表 上野英一

(乙)

住所 東京都大田区中馬込一丁目3番6号
会社名 株式会社リコー

(乙の代理人)

住所

会社名 (氏名) 神戸市西区伊川谷町有瀬301番地
第一電子株式会社
代表取締役 高取宏行

別表(1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 4,100円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>		
1) フルカラーコピー		
イ) 1 ~ 1,000カウント迄		20.5円
ロ) 1,001カウント以上		20.5円
2) モノカラー総出力		
イ) 1 ~ 1,000カウント迄		3.5円
ロ) 1,001カウント以上		3.5円
3) フルカラープリント		
イ) 1 ~ 1,000カウント迄		18.0円
ロ) 1,001カウント以上		18.0円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械2台毎の各モードの料金の合計額となります。各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

① フルカラーコピーモード
フルカラーカウンターにより検計した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検計された数値を控除します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

② モノカラーモード(モノカラー総出力)
モノカラーカウンターにより検計します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

③ フルカラープリントモード
フルカラープリントカウンターにより検計します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値
「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日
別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方
カウンターは、出力(コピー・ファックス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金
別表(2)においてトナー有と記載される場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他
パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、

(5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業免状の取り消し処分を受けた場合。

(6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。

(7) 自ら提出もしくは引受けられた形または小冊子につき不渡り処分を受けた場合。

(8) 賠償義務が膨化し、またはそのおそれがあると思われる事由がある場合。

2. 乙が前項第3号から第8号の任一に該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。

第3条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。

2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中止解除のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を作成するものとします。

3. 切替の場合、甲は、本契約の締結時に「パフォーマンス」として貸与された機本体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらをおよび購入するものとします。

第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の従業員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)*ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に実質的影響を有していないこと、なすびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。

2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持ってはならないものとします。

3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら償却等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第25条 (契約解除)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供開始日から起算するものとします。

2. 本契約終了後も、第19条(保守契約)、第20条(免責)、第21条(契約の消滅)、第22条第3項(解除)、第27条(限定なき事項)の規定は、なお効力を存続するものとします。

第26条 (印紙等の扱い)

本契約締結日甲乙間において締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。)*が存続している場合、本契約の効力をもって、「旧契約」は失効するものとします。

第27条 (限定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その疑義甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

第28条 (印紙等)

本契約に関連して作成された契約書に貼られる印紙等は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて効力に負担するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

本契約に關する訴訟は、被告となる当事者の本住所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

[リモートサービス特約条項]

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(指し〇がついている場合)を除いて、適用されるものとします。

第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

(1) カウンター自動検針サービス
本契約の「パフォーマンスチャージ」の稼働日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス

(2) 遠隔診断保守サービス

① 遠隔診断保守サービス
「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービスの提供依頼通報
「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼通報ができるサービス

② リモート診断
「機械」の診断情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の故障を診断するサービス

③ リモートファーム更新
インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス

(3) 遠隔サポート (対応範囲のみ)
インターネットを経由して操作サポートを提供するサービス

第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲が使用している必要回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。

2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」の実施に必要な事項を行う場合、甲は、当該設定に必要な情報を無償にて乙に提供するものとします。乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための装置情報、「機械」の稼働に関する情報、カウンター情報、およびその他装置に関する情報ならびに遠隔サポート実施時は「機械」の操作画面情報(以下、「甲の情報」といいます)を含む情報を取得することと同意します。なお、「甲の情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれません。乙はこれらを取得してはならないものとします。

2. 乙、乙の関連会社および乙の代理人は、新製品の開発やサービスの充て、改良、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取引し、利用することができるものとします。

第5条 (本特約の終了)

乙は、2ヵ月前までに甲に対し書面にて通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるものとします。

以上

[フルタイムサービス特約条項]

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。)*を提供します。なお、「フルタイムサービス」には、以下の別表は含まれません。

(1) サブリース(トナー・ペーパー)等の提供

(2) 新品交換を伴う修理実施

第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡します。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとします。乙は、当該受付電話番号を通じて受け付け依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の特約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

第6条 (「フルタイムサービス」の解約に付する支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

＜ パフォーマンス契約条項 ＞

1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

Table with contract details including '別表(2) 機械/設置場所' (Equipment/Installation Location), '初回納入日' (First Delivery Date), '納入日' (Delivery Date), and '料金変更日' (Rate Change Date). Includes handwritten entries for dates and company names like '上野英一事務所' and '第一電子株式会社'.

Table for '社内使用機(新品時追記)' (In-house Use Machine (New Item Record)). Columns include '機番' (Machine No.), '開始時' (Start), and '終了時' (End). Includes handwritten machine number '616456'.

Main contract terms and conditions. Article 1 (Definition) defines 'Performance' and 'Contract'. Article 2 (Purpose) states the goal is to improve productivity. Article 3 (Scope) lists services like 'Performance' and 'Remote Service'. Article 4 (Performance Fee) details fee calculation based on usage. Article 5 (Performance Fee Payment) covers payment methods and timing. Article 6 (Performance Fee Waiver) lists conditions for fee reduction. Article 7 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment failure. Article 8 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment damage. Article 9 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment loss. Article 10 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment theft. Article 11 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment destruction. Article 12 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment disposal. Article 13 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment replacement. Article 14 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment upgrade. Article 15 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment maintenance. Article 16 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment repair. Article 17 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment overhaul. Article 18 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment relocation. Article 19 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transfer. Article 20 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment lease. Article 21 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment purchase. Article 22 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment sale. Article 23 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment donation. Article 24 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment inheritance. Article 25 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment gift. Article 26 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment loan. Article 27 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment rental. Article 28 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment hire. Article 29 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment use. Article 30 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment storage. Article 31 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transport. Article 32 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment insurance. Article 33 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment security. Article 34 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment protection. Article 35 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment safety. Article 36 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment health. Article 37 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment environment. Article 38 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment maintenance. Article 39 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment repair. Article 40 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment overhaul. Article 41 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment relocation. Article 42 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transfer. Article 43 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment lease. Article 44 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment purchase. Article 45 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment sale. Article 46 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment donation. Article 47 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment inheritance. Article 48 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment gift. Article 49 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment loan. Article 50 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment rental. Article 51 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment hire. Article 52 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment use. Article 53 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment storage. Article 54 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transport. Article 55 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment insurance. Article 56 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment security. Article 57 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment protection. Article 58 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment safety. Article 59 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment health. Article 60 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment environment. Article 61 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment maintenance. Article 62 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment repair. Article 63 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment overhaul. Article 64 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment relocation. Article 65 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transfer. Article 66 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment lease. Article 67 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment purchase. Article 68 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment sale. Article 69 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment donation. Article 70 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment inheritance. Article 71 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment gift. Article 72 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment loan. Article 73 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment rental. Article 74 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment hire. Article 75 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment use. Article 76 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment storage. Article 77 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transport. Article 78 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment insurance. Article 79 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment security. Article 80 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment protection. Article 81 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment safety. Article 82 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment health. Article 83 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment environment. Article 84 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment maintenance. Article 85 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment repair. Article 86 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment overhaul. Article 87 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment relocation. Article 88 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transfer. Article 89 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment lease. Article 90 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment purchase. Article 91 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment sale. Article 92 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment donation. Article 93 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment inheritance. Article 94 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment gift. Article 95 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment loan. Article 96 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment rental. Article 97 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment hire. Article 98 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment use. Article 99 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment storage. Article 100 (Performance Fee Exemption) covers cases like equipment transport.

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目																						
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																						
11	05-04-27 水道	<p>*2,050円「ヨウケ」サイト「カ...</p> <p>水道使用水量等のお知らせ</p> <p>使用者番号 0000090818 調定年月 5年4月分 用途 家事用</p> <p>使用場所 西田原1212-4 検針員 [REDACTED] (メータ番号28-0394)</p> <p>使用者名 上野 英一様</p> <p>検針日 5年3月6日(1)今回指示数 5 m³ 口径・メータ番号 (2)前回指示数 2 m³ 13mm 040368 (3)メータ取替までの水量 0 m³</p> <p>今回水道使用水量 (1)-(2)+(3) 3 m³ 今回下水排水量 ***** m³</p> <p>(今回請求予定金額) 納付期限(振替日) 5年4月27日</p> <p>水道料金 2,050円 下水道使用料 *****円</p> <p>合計金額 2,050円</p> <p>上記金額には消費税相当額が含まれています。 このお知らせで料金の支払いはできません。</p> <p>— 前回水道使用水量 2 m³ 前年同期水道使用水量 3 m³</p> <p>料金等の請求は翌月です。</p> <p>水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ</p> <table border="1"> <tr> <td>年 月 分</td> <td colspan="2">5年2月分(1月検針分)</td> </tr> <tr> <td>振 替 日</td> <td colspan="2">5年2月27日</td> </tr> <tr> <td>金 融 機 関</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用水量・排水量</td> <td>使用料金・使用料</td> </tr> <tr> <td>水 道</td> <td>2 m³</td> <td>2,050円</td> </tr> <tr> <td>下 水 道</td> <td>***** m³</td> <td>*****円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td colspan="2">2,050円</td> </tr> </table> <p>上記金額をご指定の口座から振替させていただきました。</p> <p>福崎町上下水道課 電話(0790)22-0560(代表)</p> <p>(裏面もご覧ください)</p>	年 月 分	5年2月分(1月検針分)		振 替 日	5年2月27日		金 融 機 関	[REDACTED]			使用水量・排水量	使用料金・使用料	水 道	2 m³	2,050円	下 水 道	***** m³	*****円	合 計 金 額	2,050円	
		年 月 分	5年2月分(1月検針分)																				
振 替 日	5年2月27日																						
金 融 機 関	[REDACTED]																						
	使用水量・排水量	使用料金・使用料																					
水 道	2 m³	2,050円																					
下 水 道	***** m³	*****円																					
合 計 金 額	2,050円																						
案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明																						
備考	事務所上下水道代(4月分)																						

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

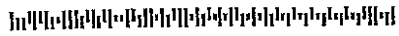
(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
12	05-04-27 口座振替 *30,240 コピー機リース料(48回分)	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		備考

兵庫県神戸市西田原
1212-4-2F

上野英一事務所 御中



438 A070717464-000
0024263 U231100001-141
*** 103 0002290#0006248 0000059
0006258 A IBA016

（お問合わせ先）
リコーリース株式会社
〒530-0004
大阪市北区豊崎2-2-28
豊崎アグシビル 12F
推進第二部 関西契約FFセンター
TEL 06-4799-4400

お支払予定表

※各、時下迄ご請求のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。
さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。
つきましては、ご契約内容をご照合の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所へ大至急ご一報願います。
今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

Table with contract details: 契約番号 A070717464-000, 契約者名 上野英一事務所, 契約種類 リース, 物件名 RICOH IM C3000F, 契約日 2019年 4月 30日, 借受日 2019年 4月 30日, リース期間 2019年 5月 1日 ~ 2023年 4月 30日

Table with payment details: お支払日 27日, お支払方法 自動振替, 口座種別, 口座番号

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料（税込）】 1,451,520 円（内消費税 107,520円）

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース（外）」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁償については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄

Main payment schedule table with columns: 回数, お支払年月日, お支払金額, 消費税等, 合計(税込), お支払金額合計(税込), お支払後残高(税込). Rows 1-24.

（お問合わせ先）
リコーリース株式会社
推進第二部 関西契約FFセンター

TEL 06-4799-4400

Table with contract info: 契約番号 A070717464-000, 契約者名 上野英一事務所, 契約種類 リース

Main payment schedule table with columns: 回数, お支払年月日, お支払金額, 消費税等, 合計(税込), お支払金額合計(税込), お支払後残高(税込). Rows 25-48.

Main application form sections for applicant, guarantor, and property details. Includes fields for address, contact info, and ownership type.

Table with 4 rows detailing equipment specifications: Manufacturer (メーカー), Item Name (物件名), Serial Number (製造No), and Monthly Amount (月額(税抜)).

合計: 台

Summary table of financial terms: Monthly Rental Fee (月額リース料), Taxes (消 費 税), Lease Term (リース月数), Total Rental Fee (総額リース料), and Start Date (リース開始日).

Table detailing payment terms: Payment Date (支払日), Payment Method (支払方法), Rental Fee (リース料), and Lease Term (リース期間).

下記契約書のリース物件を記載の上、この契約を申込みます。また、下記契約書のリース物件につき、グレードアップ解除の場合は、その解約金を含めた契約として申込みます。

契約番号, 物件番号, 販売会社欄

このページは、お客様の「お申込み控え」なので、ご記入後は必ずお客様にお渡しいたしますようにお願いいたします。

① 特約条項
1. 営業のために利用される場合以外は、お申込みできません。
2. お申込み後、リコーリースからお客様、連帯保証人予定者に申込内容の確認のお電話をさせていただきます。
3. この「リース契約申込書」は契約成立後、「契約の内容を明らかにした書面」となります。
4. 後日「リース契約確認書」「お支払い予定表」を送付させていただきますので「リース契約申込書」と一緒に大切に保管してください。
5. ソフトウェア及び再リース期間中につきましては、動産総合保険の適用外となります。

リース契約の内容・お支払いに関しては、「リース契約確認書」に記載のお問合せ先までご連絡ください。

物件の保守・点検・整備につきましては、売主又は保守会社までご連絡ください。

住所名称: 神戸市西区伊川谷町有楽301 第一電子株式会社
TEL: 078-976-4301

入金者 (口座名義人)
フリガナ: 上野英一
お支払口座の届出印を4枚目にご捺印下さい。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目																																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																																					
13	<p style="text-align: center;">JAキャッシュサービス</p> <p style="text-align: center;">ご利用明細票</p> <p style="font-size: small;">毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご確認ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">取引金融機関・店</td> <td style="width: 33%;">取引金融機関・店</td> <td style="width: 10%;">機番</td> <td style="width: 24%;">通番</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取 扱 日</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">05-04-27</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">お取引内容 お振込み</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>¥330</td> <td>お取引金額</td> <td>¥50,000</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td colspan="3">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>08:38</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">お支払可能残高</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">0283166</p> <p>1) セーフティハウス様</p> <p>ウエノ ヒテ`カス`様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">*印*紙*紙*紙*紙*紙*</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">*紙*紙*紙*紙*紙*</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">*紙*紙*紙*紙*紙*</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">*紙*紙*紙*紙*紙*</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">JAバンク</p>	取引金融機関・店	取引金融機関・店	機番	通番	取 扱 日		口座番号等		05-04-27				お取引内容 お振込み				手数料	¥330	お取引金額	¥50,000	おつり	お取引後残高			時刻	08:38			お支払可能残高				*印*紙*紙*紙*紙*紙*	*紙*紙*紙*紙*紙*	*紙*紙*紙*紙*紙*	*紙*紙*紙*紙*紙*	<p>案分率</p> <p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <hr/> <p>備考</p> <p>事務所賃借料(振込手数料含む)(5月分)</p>
		取引金融機関・店	取引金融機関・店	機番	通番																																	
取 扱 日		口座番号等																																				
05-04-27																																						
お取引内容 お振込み																																						
手数料	¥330	お取引金額	¥50,000																																			
おつり	お取引後残高																																					
時刻	08:38																																					
お支払可能残高																																						
*印*紙*紙*紙*紙*紙*	*紙*紙*紙*紙*紙*																																					
*紙*紙*紙*紙*紙*	*紙*紙*紙*紙*紙*																																					

不動産賃貸借契約書

平成 27 年 12 月 1 日

物件名 グリーンヒルズ福崎（東）2階事務所

上野 英一（上野英一事務所） 殿

不動産賃貸借契約書

物件の表示	名 称	グリーンヒルズ福崎
	所 在 地	神崎郡福崎町西田原字村西 1212 番地 4
	構 造	鉄骨コンクリートブロック造陸屋根 4 階建
	賃貸部分	2 階部分
	面 積	38.38 m ²
	使用目的	事務所としてのみ
貸 主 (甲)	氏 名	有限会社セーフティーハウス
借 主 (乙)	氏 名	上野 英一 (上野英一事務所)
貸 賃 借 期 間	平成 27 年 12 月 1 日 ~ 平成 29 年 11 月 30 日 (2 年間)	
敷 金	金	無
礼 金	金	無
賃 賃 借 料		金 50,000 円也
共 益 費		賃貸借料に含む
自 治 会 費		別途
駐 車 料		別途
火 災 保 険 料		金 18,030 円也
月 額 支 払 金 合 計		金 50,000 円也
賃貸借料の支払方法	毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込む事。 但し、振り込み手数料は (乙) の負担とする。	
振込み 口座	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 有限会社 セーフティーハウス 代表取締役 的場 政和 TEL (079) 291-1002	
鍵	玄関 本 No. 勝手口 本 No. シャッター 本 No. ※正規の鍵を紛失された場合の取替え費用は全額負担 (乙) 実費	
備考		
本契約は、平成 27 年 6 月 1 日に乙と前賃貸人 XXXXXXXXXX の間に締結された建物賃貸借契約 (以下「前契約」という。) を継承する事、並びに前契約及び本契約の条項に記載されていない慣習の取扱について、甲乙の協議により改めて取り決める事を甲乙共承諾した上で締結するものとする。		

- 第1条 総則
甲（有限会社セーフティーハウス）と乙（上野 英一）との間に、表記条件及び下記事項により本契約を締結する。
- 第2条 契約期間
表記の契約期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも書面による異議申し出のない場合は賃料、共益費等をのぞいて同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 賃料、共益費等
- 1項 表記の通りとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する口座に銀行振込とし振込み手数料は乙の負担とする。
 - 2項 月の中途契約は日割計算とし、解約時は月割り計算とする。
 - 3項 地代、維持管理費、公租公課、損害保険料、その他家賃算定基礎の増減、又は物価、公共料金、近隣の賃料の上昇により、賃料等が不相当になった場合は、甲は賃料、又は敷金を変更することができる。
 - 4項 乙は、共用部分の維持管理に必要な光熱費、清掃費、その他共用設備等の維持管理に要する費用に充てるため、共益費を甲に支払う。
 - 5項 乙は、賃料、共益費、その他の必要費等の支払期日までにその支払を遅滞したときは、完済になるまで、(365日)14%の割合を乗じて損害金を甲に支払わなければならない。
- ~~第4条 敷金、礼金~~
- 1項 乙は本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとし、甲は正にこれを受領した。尚本契約書をもって敷金の預り証とする。ただし、敷金には利息を付さないものとする。
 - 2項 乙は、本契約中敷金をもって賃料、その他本契約上の支払いに充当することを、甲に主張することが出来ない。
 - 3項 敷金の返還請求権を第三者に譲渡、又は委任出来ないものとする。
 - 4項 甲は、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し返還を完了した日から1ヶ月以内に敷金を乙に返還する。但し、甲は乙に対して、返還敷金のうち、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙のすべての債務弁済に充てた残額を返還する。但し、返還時の振り込み手数料は乙の負担とする。
 - 5項 本契約時に礼金は甲が受領し、契約終了後も乙に返還されません。
- 第5条 使用目的
表記の通りとし、約定の用途以外の目的に使用してはならない。
- 第6条 諸料金
乙は、電気、ガス、上下水道の各料金等は、賃料、共益費、自治会費とは別に支払うものとする。
- 第7条 管理義務
乙は本物件の使用について甲、及び管理会社の注意を守り、善良なる管理者の義務を負うものとする。

び
以
込
又
詮
雜
記
支
入
証
こ
以
以
支
義

第8条 通知義務

次の条項の一つでも該当する場合は、乙は直ちにその旨を管理会社に書面をもって通知しなければならない。

- 1項 乙が1週間以上留守にする場合。
- 2項 乙が氏名、勤務先、電話番号（携帯番号）を変更したとき。
- 3項 乙又は連帯保証人が死亡もしくは、成年後見人もしくは被保佐人の宣告を受けたとき。
- 4項 居住人員の増加又は減少するとき。
- 5項 本物件が汚損、破損、滅失し、又はそのおそれが生じたとき。
- 6項 入居後電話を設置されたとき。

第9条 修理

乙の入居時中における本物件の下記の修理、補修、取替え等に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 1項 畳表替・網戸の張替・天井・壁・床等の張替又は、塗り替え。
- 2項 シャッター・ガラス・戸・電球・蛍光灯・ヒューズ・給水栓等の取替え。
- 3項 その他賃貸住宅を使用上生じた費用で当然乙の負担と認められるもの。
- 4項 乙の故意、過失により発生した階下、隣室への水漏れ等による損害の賠償については、当事者間において話し合い解決するものとする。又、乙はこれにより甲に与えた損害も賠償しなければならない。
- 5項 乙の故意、過失により本物件に汚損、損傷、その他の損害を甲に与えた時は、その修理回復に要する費用は、乙の負担とする。

第10条 禁止事項

乙は次の行為をしてはならない。

- 1項 本物件の全部又は一部につき、賃借権を第三者に譲渡、又は転貸する事。
- 2項 甲、管理会社の承諾を得ずに増改築等を行う事。
- 3項 危険物、有害物、悪臭発生物、過重量物を持ち込む事。
- 4項 犬、猫、鳥等のペット類を飼育したり室内に入れてはならない。
- 5項 共用部分にゴミ、物品等を置く事。
- 6項 室内に釘、鋸を打つこと。（業務に必要な場合を除く）
- 7項 共同生活の秩序を乱す行為をする事。
- 8項 騒音、振動、悪臭等近隣に迷惑を及ぼす行為をする事。
- 9項 日の入りから日の出までの時間騒がしくない事。
- 10項 無断他室侵入、他室の覗き見、野蛮な行為、発言等をする事。
- 11項 排水管を腐食させる恐れのある液体等を流す事。
- 12項 契約入居者以外の宿泊及び室内への入居。（必ず管理会社の承諾が必要）

第11条 中途解約

- 1項 契約期間中にこの契約を解約しようとするときは、乙は解約される月の2ヶ月前までに甲は解約月の6ヶ月前までに予告期間をもって乙に書面にて申し出るものとする。
- 2項 契約期間中の中途解約は、乙は、2ヶ月前までの予告にかえて、2ヶ月分の賃料を甲に支払って即時中途解約ができる。

第12条 甲の契約解除

甲は乙が次の一項に一つでも該当した場合は、乙に対する何ら催告なしに本契約を直ちに解除できるものとし、乙は無条件で本物件を明渡すものとする。

- 1項 本契約条項の一つたりとも違反した場合。
- 2項 本物件の入居申込書について虚偽事項の記載、その他不正な方法により入居が判明した場合。
- 3項 賃料、共益費、駐車料、自治会費等を一ヶ月（30日）以上滞納した時。
- 4項 10条（禁止事項）1項から12項に違反した時。
- 5項 解散、破産、和議、会社整理、競売、離婚、もしくは強制執行がなされた時。
- 6項 乙又は乙の関係者が暴力団、準構成員であることが判明した時。
- 7項 売春、賭博、覚醒剤、その他の違法行為又は、その恐れがある場合の他近隣住民に不安を抱かしめることがある場合。
- 8項 乙又は、乙の関係者で精神障害者又は、それに類する行為が発生し、他の入居者に対して財産的、精神的迷惑をかけた場合。
- 9項 各団体（宗教、組関係）等の事務所、集会場としての使用をした時。
- 10項 乙が行方不明もしくは、一週間以上連絡がとれない場合。

第13条 契約消滅

本物件が法令又は、公共事業施工のため立ち退きをしなければならない時又は、使用不能となったとき、天災地変、火災等により損壊、滅失し通常の住居として使用ができなくなった場合は、本契約は終了とみなし解除される。尚、乙の責に帰すべき場合は敷金及び即納の家賃は返還しないものとする。

第14条 明渡し

- 1項 乙は、本契約が終了したときは、直ちに所有物を搬出撤去し、通常の使用に伴い生じた本物件の自然損耗を除き、本物件を原状に回復し甲に無条件にて明渡しをしなければならない。尚、回復工事は管理会社にて工事見積り乙の敷金を充当する。預かり敷金の無い場合及び不足金がある場合は、乙の自己負担にて原状に回復する費用を支払うものとする。
- 2項 乙は立ち退き料その他の名目の何等かに拘らず、甲に対して一切の金員の請求はできないものとする。
- 3項 乙は、解約明渡しの申し出は解約月の2ヶ月前までに添付の解約通知書をもって甲に申し出なければならない。
- 4項 乙は甲に対し、本物件の明渡しに際して、本契約書、本物件の鍵を返渡し、明渡し当日までに使用した電気、ガス、水道料金の精算後の領収証を提示したうえ、乙は管理会社の点検をうけなければならない。
- 5項 乙は、本契約が終了した後において本物件を明渡さない時は、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき賃料等の2倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 6項 乙の明渡し遅滞により甲が前項の他に損害を受けたとき、乙はその損害をも併せて賠償しなければならない。
- 7項 乙は、室内の清掃をするとともに、排水会所、パイプ内に詰まりがないように確認、清掃を行い、退去時の塵、不用品を近隣等に放置してはならない。

契約を
入居
時。
近隣
への入
り
又は
として
の責に
使用に
半にて
乙の
の自己
員の持
印書を
返し、
是示し
主によ
等々の
害をも
らよう
ない。

8項 乙が本物件に残置した物品は、甲が任意に処分することができその費用は乙の負担とする。

第15条 立入り
1項 乙は、甲が本物件の管理上必要な調査を求めようとするときは、これに協力しなければならない。
2項 甲は、本物件の維持管理、修繕等の必要がある場合又は、乙の解約申し出後、次期契約者を案内する場合は、これに立ち入ることができるものとする。但しこの場合、原則として事前に乙の了解を得るものとする。緊急の場合は、この限りではない。

~~第16条 連帯保証人~~
1項 連帯保証人は乙と連帯して、本契約による乙の債務を保証するものとする。
2項 乙は、甲及び管理会社から連帯保証人の追加又は変更の指示を受けた場合においては、遅滞なく必要な手続きをとらなければならない。

第17条 規定外事項
1項 本契約に定めない事項については、関係法規並びに慣例に従うものとし、甲、乙、管理会社が誠意をもって協議善処するものとする。
2項 甲乙間に紛争が生じた場合は、本物件所在地を管轄する神戸地方裁判所姫路支部、姫路簡易裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

~~第18条 駐車場~~
1項 乙の駐車場番号はNO. として。
2項 乙は駐車場使用权を第三者に譲渡、転貸してはならない。
3項 乙は本駐車場内に契約車両以外の物品を置かないこと。
4項 本駐車場内においての事故、盗難等により乙に被害が生じても、甲及び管理会社には一切賠償責任はないものとする。
5項 駐車場内の犬のフンや雑草の処分等は乙の責任をもって対処する事とする。甲及び管理会社は、苦情等は受け付けることはできません。

[契約車種] [車両番号]

第19条 特約事項
1項 本物件の内外において、乙の所有したる物品等が盗難又は破損等の被害が生じても、甲及び管理会社は、一切民事責任及び、刑事責任はないものとする。
2項 乙が本契約条項に違反し甲又は、他の入居者及び管理会社等に財産的、精神的に損害を与えた場合は、乙並びに乙の連帯保証人がそれに付随する損害をすべて賠償しなければならない。
3項 自治会費他自治会の規定に従う事。
4項 契約更新に家財総合保険(2年)加入し、保険期間満了後も引続き入居時には保険の契約を更新すること。
5項 乙は、甲の承諾を得て行った内外部の改装、修理工事であったとしても買取請求権は一切行使できない事とし、解約時は施工済の改装工事の費用等については何等請求することなく原状復旧したうえで明渡すこととする。
6項 入居時に本物件の内外部の改装ならびに看板の設置を乙の費用負担にて行う事が出来るが、退去時には、入居時と同じ状態に戻す事とする。また、内外装工事ならびに看板設置を行う場合は、工事計画書を甲に提出し承諾を得

- なければならない。
- 7 項 書面による甲の承諾、許可を得ることなく乙が契約店舗における営業業種、業務の内容を変更し、また借主以外の第三者が契約店舗において営業を行った場合、ならびに乙が甲に事前に連絡無く休業し、1ヶ月以上連絡が取れない場合は本契約は解除されるものとする。
- 8 項 看板取付等店舗の装飾を行う際は建物に負担の掛からないように取付施工をすることとし、甲に図面を添えた工事計画書を提出し了承を得る事。看板取外し時も同様とし、建物外壁等に毀損があった場合は、乙の負担で原状回復することとする。
- 9 項 店舗利用者または来客による近隣居住者あるいは他の入居者の迷惑となるような声高な会話、自動車の出入りに伴う騒音に対して十分な注意を払うとともに、苦情がよせられた場合は誠意をもって改善に努めること。
- 10 項 特記事項及び契約内容に反する時は、直ちに契約解除しても異議申し立てしない。
- 11 項 買取請求権は行使しない事とする。
- 12 項 入居・退去時の引越しゴミは、乙が業者に依頼して処分する事として、マンションのゴミ置場に捨てない事。違反した場合は実費を支払う事とする。
- 13 項 退去時には、専門業者にてハウスクリーニングする事とし、その費用は乙の負担とする。
- 14 項 契約時にお渡ししました鍵を紛失された場合並びに鍵・鍵穴を破損した場合の修理及び取替え費用は全額乙の費用とする。
- 15 項 指定された曜日以外のゴミ出しを禁じます。
- 16 項 第4条「敷金、礼金」、第16条「連帯保証人」、第18条「駐車場」を全文削除。

種、
を行
取

前記賃貸借契約を証するため本契約書2通を作成し、当事者次に署名捺印して貸主、
借主が各自1通づつを保有する。

平成27年 // 月 30日

施工
看
で原

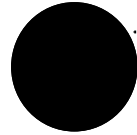
よ
を私

貸主 住所 姫路市土山七丁目6番10号
有限会社セーフティハウス

上ア

氏名 代表取締役 的場 政和

TEL (079) 291-1002



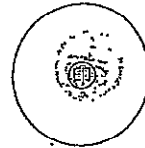
マ
る。
を

市場

借主 住所 神戸市神戶町

氏名 上野 英一

TEL



宅地建物取引業者

住所

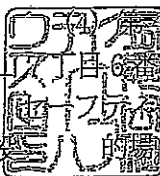
氏名

免許番号 50933号

姫路市土山七丁目6番10号

有限会社セーフティハウス

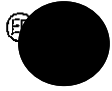
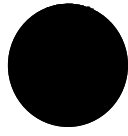
代表取締役 的場 政和

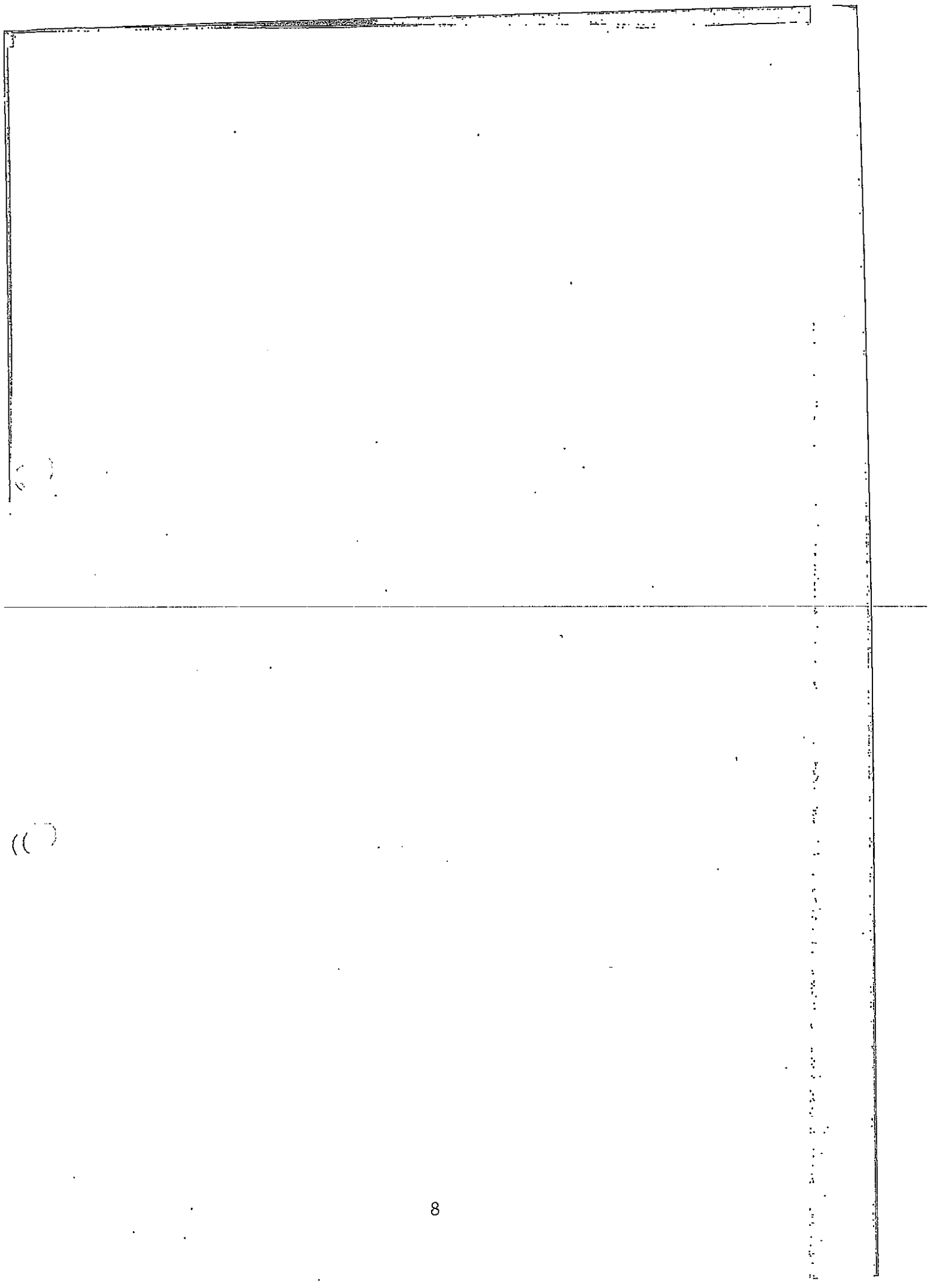


取引主任者

氏名

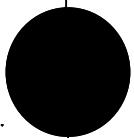
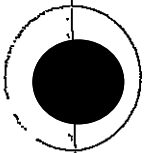
登録番号 (兵庫) (第023665号)





63

(())



0000000000

0000000000

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理番号	使 途 項 目																																	
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費																																	
	<p style="text-align: center;">JAキャッシュサービス ご利用明細票</p> <p><small>毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。</small></p> <table border="1"> <tr> <td>取引金融機関・店</td> <td>取扱金融機関・店</td> <td>振番</td> <td>通番</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取扱日</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">05-04-27</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td colspan="3">お振込み</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>¥165</td> <td>お取引金額</td> <td>¥6,600</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td colspan="3">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>13:34</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>お支払可能残高</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>カ) ハリマツ”ホウシヤ様</p> <p>ウエノ ヒテ”カス”様</p> <p style="text-align: right;">JAバンク</p>	取引金融機関・店	取扱金融機関・店	振番	通番	取扱日		口座番号等		05-04-27				お取引内容	お振込み			手数料	¥165	お取引金額	¥6,600	おつり	お取引後残高			時刻	13:34			お支払可能残高				<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <hr/> <p>備考</p> <p>播磨時報(R4年4月～R5年3月分振込手数料含む)</p>
取引金融機関・店	取扱金融機関・店	振番	通番																															
取扱日		口座番号等																																
05-04-27																																		
お取引内容	お振込み																																	
手数料	¥165	お取引金額	¥6,600																															
おつり	お取引後残高																																	
時刻	13:34																																	
お支払可能残高																																		

令和5年 3月 / 日

購読料ご請求書

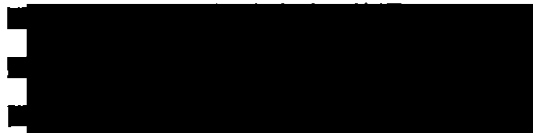
上野英一事務所 様

毎度本紙をご愛読いただき、厚くお礼申し上げます。
下記の通り購読料をご請求申し上げます。
お手数ですが、郵便振替か下記の金融機関に
ご送金お願い申し上げます。

令和4年 4月より 令和5年 3月まで

請求金額 6,600円

■郵便振替 00930-4-31250



《第3種郵便物》
株式会社 播磨時報社
代表取締役 笹間 清豪
〒670-0955 姫路市安田4-38-9
TEL(079)281-0545 FAX(079)285-0094



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	15	
	<p>用途項目</p> <p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p>	
<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p>		<p>新聞購読料(朝日新聞) (4月分)</p>
案分率		備考

030 - 0069 010	2023 年 4 月分	領収証
-------------------	-------------	-----

福崎町西田原1212-42F
上野英一事務所様

銘柄	部数	金額	合計
朝日新聞 朝刊 ※	1	3500	3,500 円 (内消費税 259円)
※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 3,500 円 内消費税 259 円			

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収致しました。
No.0003175

4月27日

朝日新聞サービスアンカー

ASA 福崎
TEL: 0790-24-4880

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
令和 5 年 4 月分			氏名					
日	曜日	祝日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	土					0:00		0:00
2	日					0:00		0:00
3	月					0:00		0:00
4	火		9:30	15:00	1:00	4:30		0:00
5	水		9:30	12:00		2:30		0:00
6	木					0:00		0:00
7	金					0:00		0:00
8	土					0:00		0:00
9	日					0:00		0:00
10	月		9:30	16:30	1:00	6:00		0:00
11	火					0:00		0:00
12	水					0:00		0:00
13	木					0:00		0:00
14	金		9:30	16:30	1:00	6:00		0:00
15	土					0:00		0:00
16	日					0:00		0:00
17	月		9:30	17:00	1:00	6:30		0:00
18	火					0:00		0:00
19	水					0:00		0:00
20	木					0:00		0:00
21	金		9:30	16:30	1:00	6:00		0:00
22	土					0:00		0:00
23	日					0:00		0:00
24	月					0:00		0:00
25	火		9:30	16:30	1:00	6:00		0:00
26	水					0:00		0:00
27	木					0:00		0:00
28	金		9:30	16:30	1:00	6:00		0:00
29	土	祝				0:00		0:00
30	日					0:00		0:00
計					(A)	43:30	(B)	0:00

案分率

備考

政務活動補助職員人件費 (4月分)

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 上野 英一



【総支給額の計算】				
①時給の計算	(A)	43.30 × 単価	1,000	= 43,500 円(D)
①月額の場合			支給額	= 円(D)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価		= 円(E)
③交通費等	(C)	8 × 単価	600	= 4,800 円(F)
④総支給額			(D)+(E)+(F)	= 48,300 円(G)



【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】				
(G)-	(所得税・住民税、保険料本人負担額)			= 48,300 円(H)

左記金額を確かに領収致しました。
 令和5年4月28日

住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 印

【政務活動費充当額の計算】				
○給与	総支給額(G)	48,300 × 案分率	50%	= 24,150 円(I)
○保険料等雇用主負担額	総額	× 案分率		= 0 円(J)
○政務活動費充当額の計		(I)+(J)		= 24,150 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日	■■■■■■■■■■
氏 名	■■■■■■■■■■		■■■■■■■■■■
現 住 所	■■■■■■■■■■		Tel ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します			
雇用期間	2023年4月1日から 2024年3月31日まで		
雇用形態	パートタイム		
就業場所	神崎郡福崎町西田原1212番地4 2F 上野ひでかず事務所		
仕事内容	上野英一の議会活動における調査研究等に係る補佐等 その他、上野英一が議会活動を行う上で必要な作業補佐等		
就業時間 (休憩時間)	午前9時30分から 午後16時30分まで (休憩時間は、12時～13時とする)		
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始		
給与（賃金）	時間給 ￥1,000・ 交通費 1日￥600（12,900円÷21.5日）		
給与支払	月末締め・月末支払い・諸手当（無し）・賞与、退職金（無し）		
退職事項	自己退職（退職する14日以上前に届け出する） 解雇（解雇の30日以上前に予告する）		
勤務上の注 意事項	＜秘密情報の保持＞業務上知り得た個人情報、その他の情報を、第三者に 開示又漏洩しないこと。退職後も同様とする。		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2023年4月1日			
	雇用者	上野 英一	
	被雇用者	■■■■■■■■■■	

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 5 年 4 月分			氏名						
日	曜日	祝日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土								
2	日								
3	月		9:00	16:00	1:00	6:00			
4	火		9:00	16:00	1:00	6:00			
5	水		9:00	16:00	1:00	6:00			
6	木		9:00	16:00	1:00	6:00			
7	金		9:00	16:00	1:00	6:00			
8	土								
9	日								
10	月		9:00	16:00	1:00	6:00			
11	火		9:00	16:00	1:00	6:00			
12	水		9:00	16:00	1:00	6:00			
13	木		9:00	16:00	1:00	6:00			
14	金		9:00	16:00	1:00	6:00			
15	土								
16	日								
17	月		9:00	16:00	1:00	6:00			
18	火		9:00	16:00	1:00	6:00			
19	水		9:00	16:00	1:00	6:00			
20	木		9:00	16:00	1:00	6:00			
21	金		9:00	16:00	1:00	6:00			
22	土								
23	日								
24	月		9:00	16:00	1:00	6:00			
25	火		9:00	16:00	1:00	6:00			
26	水		9:00	16:00	1:00	6:00			
27	木		9:00	16:00	1:00	6:00			
28	金		9:00	16:00	1:00	6:00			
29	土	祝							
30	日								
計					(A)	120:00		(B)	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 上野 英一



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	× 単価	=	円(D)
①月額の場合			支給額	= 140,000 円(D)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価	=	円(E)
③交通費等	(C)	× 単価	=	18,600 円(F)
④総支給額			(D)+(E)+(F)	= 158,600 円(G)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(G)-	(所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	158,600 円(H)
------	--------------------	---	--------------

左記金額を確かに領収致しました。 令和 5年 4月 28日

¥ 158,600 円(H)

住所



氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(G)	158,600	× 案分率	50%	=	79,300 円(I)
○保険料等雇用主負担額	総額		× 案分率		=	円(J)
○政務活動費充当額の計				(I)+(J)	=	79,300 円

政務活動補助職員人件費 (4月分)

雇用契約書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■
現 住 所	■■■■■ Tel ■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
雇用形態	○正規職員 ・ パートタイム ・ その他	
就業場所	神崎郡福崎町西田原 1212 番地 4 2F 上野ひでかず事務所	
仕事内容	政務調査補助	
就業時間 (休憩時間)	○午前・午後 9時00分から 午前○午後 4時00分まで 月曜日から金曜日 (休憩時間は、12時から13時とする)	
休日	土・日曜日及び祝祭日、年末年始、夏期休暇、有給休暇20日 但し、業務の都合により上記休日を変更させ就業する場合がある。	
給与(賃金)	月額¥140,000- 通勤手当¥18,600-	
給与支払	現金支給	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和5年 4月 1日		
雇用者	上野 英一	
被雇用者	■■■■■	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合議員団)
(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
18		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		来客用駐車場代(3区画 9,000 × 1/30)(4月分) = 300

領収書等添付様式【共通】

(令和5年3月分)

(ひょうご県民連合)

(上野 英一)

整理 番号	18	<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">金額 ¥9,000-</p> <p style="text-align: center;">但し、来客用駐車場(3区画)代金 4 月分 上記正に領収いたしました</p>	<p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: right;">令和 5 年 3 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">上野 英一 様</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">収入 印紙</div>
	<p style="text-align: center;">使 途 項 目</p> <p style="text-align: center;">/</p>			
<p style="font-size: small;">調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・広報広聴費・要請依頼等活動費・資料購入費・資料作成費・資料作成費・資料作成費・事務所費・事務費・人件費</p>		<p style="text-align: center;">案分率</p>	<p style="text-align: center;">共通案分率 50%</p>	
		<p style="text-align: center;">案分の説明</p>	<p style="text-align: center;">それ以外の案分 %</p>	<p style="text-align: center;">乗客用駐車場代(3区画 9,000 × 29/30)</p>
		<p style="text-align: center;">備考</p>		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合議員団)

(上野 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
19		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		備考
		事務所家賃(50,000× 1/30)(4月分) = 1.666

領収書等添付様式【共通】

(令和5年3月分)
(ひょうご県民連合)
(上野 英一)

使途項目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費

事務所費・事務費・人件費

整理番号	22
共通案分率	50%
それ以外の案分率	%
案分の説明	

振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金科目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
 振込依頼時に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 通信機器、回線の障害等やむを得ない理由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 貯金払戻請求に記載された口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますので承知おきください。

ご依頼日 2025年03月31日 振込指定日 2025年03月31日
 お振込方法 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 郵政 信託 銀行 信金 信組 通協 ▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 [Redacted] 店(所)

貯金科目 普通 当座 貯蓄 他 [Redacted] (左づめ)

金額 千位 百位 十位 万 千 百 十 一 円 750,000 円 手数料(税込) 7,660 円

フリガナおなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
 セーティーハウス 様へ

フリガナおなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
 上野英一 様から 書 = 699-2204 事務所 福知山駅前西田ビル2F

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
 この振込受付券(兼手数料受取券)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。



取扱店

領収番号ZJS-KW0113 2/3 2021.05 2022.01

事務所家賃(50,000 x 29/30+660)(4月分)	
--------------------------------	--